

新型コロナ 県内各市町村に医療機関への支援を要請

～慰労金や感染拡大支援補助金以外の減収補填策を求める～

茨城県保険医協会では9月、県内各市町村に医療機関への減収補填を求める要請書を送付した。

この間、新型コロナの影響により全国的に患者減少・減収が続いている。第2次補正予算では、医療従事者慰労金（1人5万円～20万円）、感染拡大防止等支援補助金（無床診療所の場合、1医療機関あたり100万円上限）が設けられ、協会でも会員医療機関に申請を促すための案内を行ってきたところだ。しかし、これらの支援策はコロナ禍における医療従事者へのねぎらい、感染防止対策のための補助金であり、医療機関の減収補填のためのものではない。協会調査でも明らかなように、医療機関の収入は昨年比で大幅な減収となっている。この先、インフルエンザと新型コロナの同時流行が起これば、医院経営が更に厳しくなる事態も考えられることから、公益的役割を非営利で果たすことが求められている医療機関に対しての減収補填を求めるため、今般の要請を行った。

【表1】

独自の支援を行っている自治体	内容
日立市 (日立市特別営業支援金)	緊急事態宣言期間中に社会生活を必要として営業を継続した事業者に対し一律10万円の特別営業支援金を給付。 緊急事態宣言期間（4/16～5/14）のうち、おおむね15日以上営業をした事業者に給付。 ※医療関係では歯科医療機関が対象となった。
稲敷市 (稲敷市新型コロナウイルス感染症対策応援給付金支給事業)	令和2年2月11日から給付金の申請を行う日までに運営を行っている施設等（病院、診療所、老人福祉施設など）に対して、施設の従事者を支援する。 対象従事者の数 5人未満：5万円 5～10人未満：10万円 10～20人未満：20万円 20～30人未満：30万円 30～50人未満：50万円 50～100人未満：100万円 100～150人未満：150万円 150人以上：200万円
城里町 (城里町新型コロナウイルス感染症による医療施設応援給付金)	新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、感染リスクが高い最前線で献身的に業務にあたる町内の医療施設等の従事者に感謝し、給付金を支給する（令和2年4月1日において医療の提供を行っている、町内に所在のある医療施設が対象）。 病院：100万円 診療所：50万円

全国の地方自治体では、これまでに積み立てを行った財政調整基金や、今般の新型コロナウイルス感染症対策を財政面から支援する地方創生臨時交付金（臨時交付金）を用いて医療機関等に支援を行う自治体も出てきている。臨時交付金は国の支援としてではなく自治体が独自に事業を補強するためのもので、政府が自治体との配分額の上限を示し、自治体はそれに沿って事業の実施計画を国に申請する形で利用できるもの。内閣府の資料では、この間、事業者の家賃支援、観光関連産業の経営支援、キャッシュレス決済の普及促進や学校のPC・タブレット端末導入等に活用されたとしている。第2次補正予算に伴う臨時交付金の最終受付締切は9月末であったため、9月中に各自治体に臨時交付金を活用した支援策を求める要請を行った。全国的には約50の自治体で独自の支援策を打ち出している。

茨城県内では現在のところ、下表の2市1町で医療機関に対する独自の支援を行っていることを確認している。

協会が各自治体に送った要請書の内容

要請事項

- 貴自治体内のすべての医科・歯科医療機関に対して、支援金、給付金等による減収補填策を講じてください
- 融資の返済猶予、家賃・人件費の補助などの財政措置を講じてください
- 国に対して、すべての医科・歯科医療機関が経営破綻を起こさず、日常診療を維持できるように、減収補填策を講じるよう求めてください
- 貴自治体として、受診控えによる住民の健康悪化や重症化を防止するため、住民に対して、安心して医療機関を受診するよう積極的に広報してください
- 感染予防のための医療用マスク、消毒薬等の衛生材料を確保し、医科・歯科医療機関に不足が見込まれる場合には迅速・確実に供給してください
- 新型コロナ感染拡大の影響で収入が減少している住民に受診抑制が生じないよう、貴自治体としての医療費助成や国民健康保険の減免措置を講じてください

以上